

○大津市企業立地促進条例施行規則

平成18年4月1日

規則第57号

改正 平成21年3月23日規則第74号 平成26年4月1日規則第70号

平成27年4月1日規則第68号 平成29年10月2日規則第105

号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市企業立地促進条例（平成18年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付要件)

第2条 条例第4条の規則で定める交付要件は、別表第1のとおりとする。

(認定の申請等)

第3条 条例第5条第1項の規定による認定の申請は、所定の様式による申請書に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

2 条例第5条第2項の規則で定める認定の要件は、別表第3のとおりとする。

(認定内容の変更の承認申請等)

第4条 条例第6条第1項の規定による承認の申請は、所定の様式による申請書を市長に提出して行うものとする。

(操業開始の届出)

第5条 認定事業者は、助成金の交付に係る工場等の操業を開始した日から10日以内に、所定の様式による操業開始届を市長に提出しなければならない。

(平21規則74・一部改正)

(助成金の交付申請等)

第6条 条例第7条第1項の規定による交付の申請は、所定の様式による申請書に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(地位の承継)

第7条 事業の譲渡、相続、合併又は分割その他の事由により、認定事業者から当該事業を承継した者は、所定の様式による届出書に、当該承継を証明する書類を添えて、市長に提出することにより、当該認定事業者の条例の規定による地位を承継することができる。

(平21規則74・一部改正)

(交付決定の取消しの例外)

第8条 条例第8条第3項ただし書のやむを得ない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 条例第7条第1項の決定を受けた認定事業者が災害により工場等の操業等を継続することが不可能となった場合

(2) 条例第7条第1項の決定を受けた認定事業者が経営状況の悪化により倒産（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項第1号に規定する倒産をいう。）した場合
(平27規則68・追加)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）によるほか、市長が別に定める。

(平27規則68・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大津市工場設置奨励措置に関する条例施行規則の廃止)

2 大津市工場設置奨励措置に関する条例施行規則（昭和39年規則第13号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月23日規則第74号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成21年条例第17号）による改正前の大津市企業立地促進条例（平成18年条例第7号）第3条第1号に規定する特別区域企業立地促進助成金の交付の決定を受け、又は交付の要件を具備していた者及び同条第2号に規定する大学インキュベーション施設発立地促進助成金の交付の決定を受けていた者に係るこれらの助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日規則第70号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月2日規則第105号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成31年条例第19号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる助成金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平21規則74・平26規則70・平27規則68・一部改正）

助成金の種類	対象経費	助成額	1事業者ごとの 限度額	交付開始時期	交付期間
大規模工場等建設助成金	新築、増築又は改築した工場等の床面積に係る事業所税資産割額相当額	対象床面積に対して賦課された事業所税のうち、各年度の事業所税資産割額	なし	助成対象工場等（助成金の交付の対象となる工場等をいう。以下同じ。）の操業開始後、かつ、当該年度における事業所税納付後	5年間
工場等建設助成金	固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）相当額	助成対象工場等に対して賦課された固定資産税等のうち、賦課された年度から起算して5年度間における各年度の固定資産税等の額。ただし、第3年度から第5年度については、当該額に2分の1を乗じた額	なし	助成対象工場等の操業開始後、かつ、当該年度における固定資産税等納付後	5年間

		とし、助成金の額に 10千円未満の端数 金額があるときは、 その端数金額は切り 捨てるものとする。		
インキュベーション施設発立地促進助成金	認定事業者が、使用する事業所の賃借料（敷金、礼金等並びに消費税等相当額及び光熱水費を除く。以下「事業所賃借料」という。）	事業所床面積1平方メートルにつき月額700円。ただし、月の途中において、賃借を開始し、又は終了した場合は日割り計算により算定した額とし、助成金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。	1年度につき、事業所賃借料の年額の2分の1に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）と次の各号に掲げるインキュベーション施設区分に応じ当該各号に定める額とを比較していずれか少ない額 (1) 工場又は研究開発の機能を主とするインキュベーション施設 1,000千円 (2) 前号に掲げるインキュベーション施設以外	当該年度におお3年間 いて助成対象となる最終月分の事業所賃借料の支払後

		のもの 300千 円	
--	--	---------------	--

別表第2（第3条、第6条関係）

（平21規則74・平29規則105・一部改正）

助成金の種類	認定申請書添付書類	交付申請書添付書類
大規模工場等建設助成金	(1) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し） (2) 定款又は規約 (3) 工場建設計画書又は試験研究施設建設計画書 (4) 市税の納税証明書 (5) 財務諸表 (6) その他参考資料	(1) 事業に係る事業所税の申告書の写し (2) 事業所税に係る課税標準の特例又は減免を証する書類（特例又は減免の適用を受けているものに限る。） (3) 市税の納税証明書 (4) 建物の登記事項証明書及び配置図 (5) その他市長が必要と認めるもの
工場等建設助成金	(1) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し） (2) 定款又は規約 (3) 工場建設計画書又は試験研究施設建設計画書 (4) 市税の納税証明書 (5) 財務諸表 (6) その他参考資料	(1) 市税の納税証明書 (2) 建物の登記事項証明書及び配置図 (3) その他市長が必要と認めるもの
インキュベーション施設発立地促進助成金	(1) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し） (2) 定款又は規約 (3) 事業計画書 (4) 市税の納税証明書 (5) 財務諸表 (6) その他参考資料	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 市税の納税証明書 (3) その他市長が必要と認めるもの

別表第3（第3条関係）

助成金の種類	認定の要件
大規模工場等建設助成金	当該事業者が次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 市税及び各種償還に滞納がないこと。 (2) 当該工場等の建設が市の経済活性化、地域振興に資することが期待できるものとして市長が認めるものであること。 (3) 10年以上の期間にわたって当該工場等の操業等を継続する予定があること。
工場等建設助成金	当該事業者が次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 当該工場等の建設に係る投下固定資産額（当該工場等の敷地内においてその事業の用に供する固定資産（土地を除く。）の取得価格の合計額をいう。）が中小企業者にあつては5,000万円以上、中小企業者以外のものにあつては2億円以上であること。 (2) 市税及び各種償還に滞納がないこと。 (3) 当該工場等の建設が市の経済活性化、地域振興に資することが期待できるものとして市長が認めるものであること。 (4) 10年以上の期間にわたって当該工場等の操業等を継続する予定があること。
インキュベーション施設発立地促進助成金	当該事業者が次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 中小企業者であること。 (2) 市税及び各種償還に滞納がないこと。 (3) 当該事業所における事業が市の経済活性化、地域振興に資することが期待できるものとして市長が認めるものであること。